第三種郵便物認可　昭和二十五年三月三十一日

平成２６年（フ）第３９１号
栃木県宇都宮市野沢町187番地97、前住所栃木県宇都宮市中岡本町4003番地　メゾネットイケダ１　101号室
債務者　手塚ゆかり
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３９２号
栃木県宇都宮市鶴田町1960―66　コーポマロニエ105号室　福田小夜子方、住民票上の住所栃木県宇都宮市宝木本町1140番地67　シティハイツアカサカ101号
債務者　福田　直美
1　決定年月日時　平成26年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３９７号
栃木県鹿沼市東町３丁目６番６号
債務者　松崎　雅広
1　決定年月日時　平成26年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３９９号
栃木県小山市若木町１丁目22番45号　小山サンハイツ108号
債務者　白田　幸子
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４１１号
栃木県鹿沼市下武子町239番地９　コパテラス102、前住所栃木県鹿沼市下武子町305番地31
債務者　大野　　勝
1　決定年月日時　平成26年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月31日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３２３号
岡山市北区田中613番地７
債務者　卯善　佳代（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成26年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３５３号
岡山市南区東畦125番地７
債務者　池田　敏行
1　決定年月日時　平成26年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３７５号
岡山市南区南輝１丁目８番13号
債務者　呉川　洋子
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８８３８号
東京都足立区西保木間３丁目16―22―208
債務者　西川　智彦
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８５９号
東京都東村山市富士見町１丁目２―54―２―306
債務者　小泉　雅英
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８９８号
東京都足立区関原３丁目31―17　第一サンシャイン関原306
債務者　桜井　　惇
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８９０１号
東京都足立区千住河原町７―10
債務者　青山　秀春
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８９４１号
東京都武蔵野市八幡町３丁目３―25―401
債務者　綱　　昭治
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８９５２号
東京都青梅市河辺町５丁目13―５―302
債務者　石井　友貴
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８９５８号
千葉県市川市菅野４丁目８―13―102
債務者　田頭　雄一
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部